



2015年の重要立法を振り返る(上)

執筆者:野村高志、早川一平、郭望

1. 2015年を振り返って

2015年は、昨年6月に国務院が公布した「公平な市場競争の促進と正常な市場秩序の維持に関する国務院の若干の意見」(国発[2014]20号)を受けて、市場参入の緩和、行政許認可事項の削減及び市場行為への管理の強化を方針とする法令の公布が相次ぎました。今回は、外商投資、会社登記、外貨管理、民間金融、仲裁・民事訴訟に関連する重要立法等を紹介いたします。

2. 外商投資関連

中国の外資参入政策については、2013年の中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議で「改革を全面的に深化させ、対外開放をよりいっそう積極的に推進する」との方針が確立されたことを受け、2015年は外商投資関連の法令が次々と改正され、外資参入規制が一層緩和されました。以下、注目度が比較的高い規定を中心に簡単にご紹介します。

(1) 「外商投資産業指導目録」(国発、商務部令第22号、2015年3月10日公布、同年4月10日施行)

中国の改革・開放政策の実施から30年が経つ中で、経済発展の方式、産業構造及び市場体制はいずれも大きく変化しつつあります。特に近年、サービス業や一般製造業への外資参入のニーズが拡大し、外資の規制・管理方式の調整の必要性が顕著になっています。このような背景の下、2015年3月10日、「外商投資産業指導目録」(2015年改訂版)(以下「新目録」)が公布されました。「外商投資産業指導目録」の改訂は今回で6回目となります。

今回の改訂により、制限類は大幅に削除され、79項目から38項目になりました。例えば、飲料製造業、タバコ製品業、化学原料及び化学製品製造業、化学繊維製造業、専用設備製造業などの製造業においては、多くの製品製造プロジェクトが制限類から外れ、許可類とされました(他方で自動車完成車の製造は新たに制限類に追加されています)。また、製造業以外にも、例えば、鉄道貨物運輸、直販・通販、輸出入商品検査、保険ブローカー、財務会社、信託会社、高級ホテル・オフィスビルの建設・経営、娯楽施設の経営などが制限類から削除されました。

本稿は、みずほ銀行発行のMizuho China Monthly(2015年12月号)掲載原稿をもとに加筆修正したものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の見解を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

また、禁止類は 38 項目から 36 項目に減少しました。例えば、これまで禁止類に分類されていた「遺伝子組換え生物の研究開発及び遺伝子組換え農作物の種子、種畜・種家禽、水産種苗の生産」について、新目録では「遺伝子組換え生物の研究開発」が禁止類から削除されました。

なお、今回の改訂では、外資出資比率に関する規制も大きく緩和されました。「合併・合作」でなければならない項目は、43 項目から 15 項目まで減少し、「中国側の持分支配」でなければならない項目は、44 項目から 35 項目まで減少しました。

新目録の施行により、今後の更なる外資投資政策の改善などが期待されています。

(2) 「不動産市場における外資参入及び管理に係る政策の調整に関する通達」(建房[2015]122 号、2015 年 08 月 19 日公布、同日施行)

不動産市場の安定的かつ健全な発展を促進するため、住房城郷建設部、商務部、国家発展改革委員会など 6 部門は、外商投資不動産企業及び海外機関・個人の不動産購入に関する制限の一部を調整し、本通達を公布しました。

本通達で大きく改正された点としては、外商投資不動産企業の外債借入制限の緩和が挙げられます。2006 年に公布された「**不動産市場における外資参入及び管理の規範化に関する意見**」では、外商投資不動産企業の投注差(投資総額と登録資本金の差額)が引き下げられたほか、資本金の全額払込前の外債借入については禁止されていました。もっとも、2007 年 7 月に公布された国家外貨管理局の通達(匯綜発[2007]130 号)により、2007 年 6 月 1 日以降に外商投資企業批准証書を取得し、かつ商務部の届出をした外商投資不動産企業は、外債に関する登記手続きが行えず、外債借入が事実上禁止されていました。本通達により、こうした制限が撤廃されました。

また、従前は、中国での就労・留学期間が 1 年以下の外国人個人による「住宅(中文では「商品房」)」の購入が禁止されていたが、本通達では、中国国内で就労・留学する外国人個人は実際の必要性に合致する自己居住用住宅を購入できる旨が明記され、在留期間の制限は特に設けられていません。

(3) 「『外商投資広告企業管理規定』の廃止に関する決定」(国家工商行政管理総局令第 75 号、2015 年 6 月 29 日公布、同日施行)

これまで、外商投資広告企業及びその支店の設立に当たっては、その設立要件や投資者の資格要件を満たしているかについて、工商行政部門のプロジェクト審査及び支店設立審査を受ける必要がありました。2013 年、上海自由貿易試験区において外商投資広告企業やその支店の設立要件が撤廃され、「事前審査認可制」から「事後届出制」へと変更されました。その後、2014 年 12 月、国务院から「**中国上海自由貿易試験区における複製可能な改革試行経験の普及に関する通達**」(以下「国発[2014]65 号」)が公布され、上海自由貿易試験区における外商投資広告企業の設立に関する管理方式を全国で展開するよう指示が出されました。こうした経緯を経て、今回、「**『外商投資広告企業管理規定』の廃止に関する決定**」(以下「本廃止決定」)が公布されました。

本廃止決定の公布により、外商投資広告企業及びその支店の設立に関する工商行政部門の事前審査認可手続きが不要となりました。また、外商投資広告企業の投資者に求められる資格要件や支店設立要件なども廃止されました。

今後は、外商投資広告企業の設立手続きが簡素化され、一般の外商投資企業の設立と同様の手続きとなります。

(4) 「内外資企業によるゲーム・アミューズメント設備の生産・販売の許可に関する通達」(文市函[2015]567 号、2015 年 6 月 24 日公布、同日施行)

本通達の公布の経緯も前記(3)と同様で、国务院から 2014 年 12 月に公布された「国発[2014]65 号」により、上海自由貿易試験区において実施されていたゲーム・アミューズメント設備の生産・販売に関する改革措置が、全国に規模を広げて展開されるようになりました。

本通達の公布により、外国企業は中国全土でゲーム・アミューズメント設備の生産・販売会社を設立することが可能となりました。本通達では、ゲーム・アミューズメント設備の定義・範囲が明確にされ、その生産・販売に従事するために必要な「ゲーム・アミューズメント設備コンテンツ審査批准書」の取得プロセスが規定されました。

(5) 「オンラインデータ処理及び取引処理業務(経営類電子商取引)の外資持分比率制限の開放に関する通告」(工信部通[2015]196号、2015年6月19日公布、同日施行)

「オンラインデータ処理及び取引処理業務」は、「中国電信条例」において「付加価値電信業務」に分類されています。当該業務の外資参入については、「外商投資電信企業管理規定」により、外国投資家の出資比率が50%を超えてはならないとの制限があります。かかる外資出資規制の存在などを背景として、付加価値電信業の分野では、実務上いわゆるVIEスキームを利用する投資形態が多く見られました。

この点、上海自由貿易試験区においては、2014年1月に外資出資比率が55%に引き上げられ、2015年1月には、その出資制限が撤廃されました。

そして、今回の本通告の公布により、出資制限の撤廃措置が、上海自由貿易試験区だけでなく全国で展開されることとなりました。即ち、外国投資家は、中国全土で、複雑なVIEスキームを利用せずに外資100%の独資企業を設立することが可能とされました。

3. 会社登記関連

(1) 「先照後証」

- ① 「一連の行政審査認可項目等の事項の取消及び調整に関する国务院の決定(2015)」(国発[2015]11号、2015年2月24日公布、同日施行)
- ② 「『先照後証』改革を厳格に遂行し、工商登記事前審査認可事項を厳格に実施することに関する通知」(工商企注字[2015]65号、2015年5月11日公布、同日施行)
- ③ 「企業経営範囲登記管理規定」(国家工商行政管理総局令第76号、2015年8月27日公布、同年10月1日施行)

「先照後証」とは、先に企業設立登記を行い、後に業務に必要な行政許可証を取得する制度をいいます。中国政府は、2014年以降、行政手続の簡素化の一環として、「先証後照」(先に行政許可証を取得し、後に企業設立登記する制度)から「先照後証」へ手続を変更しています。「先照後証」に手続が変更されたことにより、「工商登記前置審査批准事項」(『先照後証』改革を厳格に遂行し、工商登記事前審査認可事項を厳格に実施することに関する通知)の付属文書。以下「事前許可事項」に該当しない場合、基本的に「先照後証」に従い設立登記後に、行政許可証を取得することになります(行政許可事項は、当該行政許可証を取得後に対象業務を開始することができます)。もっとも、外資企業の設立の場合、外商投資企業の設立及び変更の許認可が事前許可事項であることから、先に商務部門の批准証書を取得し、その後、工商部門の設立登記を行う必要があります。

また、企業の経営範囲に関する登記について、新たに「企業経営範囲登記管理規定」を公布し、上記の「先照後証」をより明確化しています。なお、「企業経営範囲登記管理規定」の施行とともに、同名の旧規定が廃止されることになりました。

(2) 「三証合一」

- ① 「国务院の発展改革委等の部門への法人及びその他の組織の統一社会信用コード制度の総体方案の送付に関する通知」(国発[2015]33号、2015年6月11日公布、同日施行)
- ② 「『三証書の一本化』登記制度改革推進に関する国务院弁公庁の意見」(国弁発[2015]50号、2015年6月23日公布、同日施行)
- ③ 「『三証書の一本化』登記制度改革推進に関する国务院弁公庁の意見」の徹底実施に関する工商総局等の六の部門の通知」(工商企注字[2015]121号、2015年8月7日公布、同日施行)
- ④ 「『三証合一』に関連する業務連結を適性に行うことに関する通知」(工商企注字[2015]147号、2015年9月10日公布、同日施行)

「三証合一」とは、三証(営業許可証、組織機構コード証、税務登記証)を、18桁の統一社会信用コードが記載された新しい営業許可証に一本化する制度をいいます。「三証合一」は、2015年10月1日から、全国で開始されています。「三証合一」により、従前は、工商部門から営業許可証を取得し、品質技術監督部門から組織機構コード証を取得し、税務部門から税務登記証を取得する必要がありましたが、今後は、組織機構コード証及び税務登記証の取得手続が不要となり、手続が大幅に簡素化されたとい

えます。登記申請から登記までの時間について、従前は約 1 ヶ月程度要していましたが、約 10 日以内に短縮される可能性がありますとのことです。

また、「『三証合一』に関連する業務連結を適性に行うことに関する通知」により、2015 年 10 月 1 日以降、以下のとおりの登記実務となりました。

手続	内容
設立登記	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 工商部門に登記申請(品質技術監督部門、税務部門の手続は不要) ➢ 統一社会信用コードが記載された営業許可証を取得
変更登記	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 既存三証(営業許可証、組織機構コード証、税務登記証)の回収 ➢ 統一社会信用コードが記載された営業許可証を取得 ➢ 既存三証を紛失した場合、新聞に公告が必要
抹消登記	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 税務部門に抹消申請し、「清税証明(税金完納証明)」を取得し、工商部門に工商登記の抹消申請
移行期間	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 新制度の移行期間は、原則として 2017 年 12 月 31 日まで

4. 外貨管理関連

(1) 直接投資にかかる外貨管理の簡素化

国家外貨管理局は、2015 年 2 月 13 日付で「直接投資外貨管理政策のさらなる簡素化および改善に関する通達」(匯発[2015]13 号、以下「13 号通達」)を公布し、これにより、外商直接投資と対外直接投資にかかる外貨登記手続が大幅に簡素化されました。

外商投資企業は、所在地の外貨取扱銀行で直接に外貨登記や資本金口座開設等の手続を行うことができるようになりました(従前は外貨管理部門における手続きが必要)(第 1 条)。また、資本金払込後に出资日期確認登記を行う必要もなくなりました(第 2 条)。

(2) 資本金の自由元転制を全国に拡大

従来の外貨管理規定によれば、外商投資企業の外貨資本金は、手元準備金(1 回 5 万米ドル以内、月額 10 万米ドル以内)を除き、実際に資金を必要とする際にその都度、必要な額だけ元転しなければなりません(支払元転制)。

国家外貨管理局は、2015 年 3 月 30 日付で「外商投資企業外貨資本金元転管理方式の改革に関する通達」(匯発[2015]19 号、以下「19 号通達」)を公布しました。これにより、上海自由貿易試験区や国内 16 地域で試行実施している外貨資本金の自由元転措置が全国展開されるようになりました。また、外商投資企業が外貨資本金を自社の都合により自由なタイミングで、全額まで一度に元転することも認めています。

但し、自由元転を行う外商投資企業は、銀行で「元転後支払待ち口座」を開設し、元転後の資本金を一旦その口座に預け入れた後、実需に基づいて使用する必要があります(第 2 条)。元転後の人民元資金は経営範囲外に使用してはならず、証券投資や委託貸付の実行、企業間貸借や第三者に転貸した銀行借入金の返済、自社用以外の国内不動産の購入(不動産企業を除く)等も禁止されます(第 3 条)。

(3) クロスボーダーの外貨集中管理を全国で解禁

多国籍企業によるクロスボーダーの外貨集中管理とは、国内外のグループ企業の外貨余剰資金を一元管理できる仕組みのことです。資金プーリングによるグループ内での外貨の融通や経常取引における外貨集中差額決済の実施により、外貨資金の有効活用や業務の効率化を図ることができます。これは、国家外貨管理局が 2014 年 4 月付で公布した、「『多国籍企業外貨資金集中運営管理規定(試行)』の印刷・配布に関する通達」(匯発[2014]23 号、後述の「36 号通達」施行に伴って廃止)により全国で解禁されました。

更に今年 8 月 5 日付で同局より公布された「『多国籍企業外貨資金集中運営管理規定』(以下「規定」)の印刷・配布に関する通達」(匯発[2015]36 号、以下「36 号通達」)により、クロスボーダーの外貨集中管理を実施する多国籍企業が、集中管理に参加するグループ企業の外債枠を一元管理するときの外債限度額の計算に、外債比率自律管理を適用できるとされました(第 1 条)。外債比率自律管理とは、投注差ではなく企業の純資産額に基づいて外債借入上限を設定し、外債の借入期間(短期、中長期)にか

かわらず残高管理を適用する、投差管理に代わる外債管理方式です。

「36号通達」は、外債集中管理スキームで借り入れた外債の元転後資金を人民元借入の返済や持分投資等にも使用できると規定しています(第1条)。また、外債の返済は自主的に償還通貨種類を選択することができる(「規定」第18条)としており、ドル建てで借り入れた外債を円建てで返済することが可能になります。

5. 民間金融の適法化

- ① 「民間金融案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」(最高人民法院、2015年8月6日公布、2015年9月1日施行)
- ② 「最高人民法院の『民間金融案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定』の徹底適用に関する通知」(最高人民法院、2015年8月28日公布、2015年8月28日施行)

2015年8月6日、最高人民法院は、「民間金融案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」(以下「本司法解釈」)を公布しました。

中国において、近年「金融難」が社会問題となっており、特に中小企業が銀行からの融資を受けることが困難な状況になっています。このような現状のもと、多くの企業において、企業間で融資を行う民間金融により資金調達を行っている例が多くみられますが、他方で民間金融に関する法令が十分に整っていなかったことから、民間金融に関する訴訟件数が急増していました。このような状況から、最高人民法院は本司法解釈を公布しています。

従来、中国人民銀行の「貸付通則」及び最高人民法院の「企業金融契約における期限超過の未返済金の処理問題についての返答」を根拠に、銀行等の金融機関からの融資でない、企業間の金融は原則として無効と解されていました。

もっとも、本司法解釈は、企業間において生産・経営の需要のために締結される民間金融契約の効力を、原則として有効と認めました。従前は無効とされていた民間金融が、生産・経営のために必要がある場合に原則として有効と認められたことは広く注目を集めました。

本司法解釈においては、①民間金融の定義及び主体、②履行地及び保証人の訴訟上の地位、③刑事事件との関係、④民間金融の有効性、⑤利息及び遅延利息、⑥虚偽の民事訴訟に対する取締り、⑦インターネット上のプラットフォームを通じた民間金融、⑧売買契約を民間金融の担保とする場合の処理、⑨その他(民間金融の立証責任、保証人の認定等)についても解釈基準が定められています。

6. 仲裁、民事訴訟関連

- (1) 「中国国際経済貿易仲裁委員会及びその元の分会等仲裁機関による仲裁判断の司法審査案件についての上海市高级人民法院等の照会問題に対する最高人民法院の回答」(法釈[2015]15号、2015年7月15日公布、2015年7月17日施行)

中国国際経済貿易仲裁委員会(以下「CIETAC」)は2012年2月3日に新仲裁規則を採択し、2012年5月1日より施行しましたが、これに対して、CIETACの上海分会及び華南分会(深セン市所在)(以下「両分会」)は新仲裁規則の施行を拒否しました。その後、両分会はそれぞれSHIAC、SCIAと名称変更を発表して独立し、独自の仲裁規則及び仲裁人名簿を制定し、独立運営するに至っています。他方でCIETAC北京本部も、新たにCIETAC上海分会及び華南分会の設立を公告しています。かかるCIETACの分裂事件により、両分会の独立前になされた仲裁合意に基づく仲裁申立てはいずれの仲裁機関に対して行うべきか、また仲裁判断を得たとしても、その執行が拒否されないか等の問題について混乱が生じ、裁判所によって判断も異なっていました。

この問題に対し、最高人民法院は、2013年9月に法[2013]194号を公布し、CIETAC、SHIAC、SCIAに関わる仲裁合意の効力確認、仲裁判断の取消、執行拒否については、最高人民法院の回答意見を得てから裁定を下さなければならないという報告制度を設けました。

そして今回、最高人民法院は、各地の裁判所の認識統一を図るため、法釈[2015]15号を公布し、以下のとおり規定しています。

- ① 両分会の名称変更前に、当事者が紛争解決機関を「CIETAC上海分会又はCIETAC華南分会」と合意した場合、SHIAC又はSCIAが管轄権を有する。
- ② 名称変更から本司法解釈施行までの間に、かかる合意をした場合、CIETACが管轄権を有する。但し、仲裁申立人がSHIAC又はSCIAに仲裁を申し立て、仲裁被申立人が反対しない場合は、SHIAC又はSCIAが管轄権を取得する。

- ③ 本誌法解釈施行日後に、かかる合意をした場合、CIETAC が管轄権を有する。
本司法解釈の公布は、これまでの混乱に終止符を打つものであり、中国の仲裁実務上、重要な司法解釈となります。

(2) 「人民法院の立件登記にかかる若干問題に関する最高人民法院の規定」(法釈[2015]8号、2015年4月15日公布、2015年5月1日施行)

これまで中国において訴訟が提起された場合、裁判所は、当該提訴は訴訟要件(例えば、主体資格、法律関係、請求事項、関連証拠など)を満たしているかについて実質的な審査を行ったうえで受理するか否かを決定する「立件審査制」を実施していました。しかし実務上、一般人の法律専門知識は限られており、要件を満たす提訴資料を準備できるとは限りません。また、裁判官のワークロードにより、審査において広範な裁量を利用して訴状の受理を簡単に拒否する事態が生じることも指摘されています。このような「立件難」の問題に鑑み、最高人民法院は法釈[2015]8号を公布し、「立件審査制」から、法定の立件登記を行わない事由に該当しない限りは一律に訴状を受領する「立件登記制」へと変更しました。

法釈[2015]8号には、訴状の必要事項及び提出資料、立件登記のプロセス、立件登記を行わない事由及び立件における違法行為に対する告発の救済ルートなどが規定されています。特に、提訴が法律規定に合致しているか否かについてその場で判断できない場合、訴状を受領した日から法定期間(民事訴訟の場合は7日)内に立件するか否かを決定しなければならず、その法定期間内に判断できない場合は、裁判所は一旦立件しなければならないと明確に規定されています。

法釈[2015]8号の施行により、これまでの「立件難」の問題はある程度改善されるものと期待される一方、悪意ある訴訟や虚偽訴訟などの訴権の濫用の増加が懸念されています。

7. 終わりに

「次回(2015年2月号)は」、上海自由貿易区、独禁法、知的財産法、環境法、食品安全法に関連する重要立法等を取り上げる予定です。



のむら たかし
野村 高志

西村あさひ法律事務所 上海事務所代表 弁護士
ta_nomura@jurists.co.jp

早稲田大学法学部卒業。1998年弁護士登録。2001年より西村総合法律事務所に勤務。2004年より北京の対外経済貿易大学に留学。2005年よりフレッシュフィールズ法律事務所(上海)に勤務。4年半の中国滞在を経て2010年に現事務所復帰、2014年より現職。

専門は中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

2012年～2014年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。

主要著作に「中国での M&A をいかに成功させるか」(M&A Review 2011年1月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」(JETRO 2012年3月)、等多数。



はやかわ いっぺい
早川 一平

西村あさひ法律事務所 アソシエイト 弁護士
i_hayakawa@jurists.co.jp

2008年慶應義塾大学法学部卒業。2010年慶應義塾大学法科大学院修了。2011年第二東京弁護士会登録、西村あさひ法律事務所に勤務。2013年北京語言大学(語学研修課程)卒業。

専門は日本国内の会社法務全般、中国内外の M&A、中国現地法人の会社法務等。



かく ほう
郭 望

西村あさひ法律事務所 アソシエイト フォーリンアトニー 中国律師
w_guo@jurists.co.jp

2005年洛陽外国語学院卒業、2008年中国国立武漢大学法学院卒業、2011年国士舘大学総合知的財産権法学研究科修了。2012年中国律師登録。2009年より北京市世澤法律事務所及び北京市大地法律事務所勤務、2012年12月より現職。

専門は中国における外商投資、M&A、労務、会社法務等。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引及び中国内の法務案件に止まらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

東京事務所 中国プラクティスグループ
〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32
アーク森ビル
Tel: 03-5562-9260 Fax: 03-5561-9711
E-mail: eapg@jurists.co.jp
URL: <http://www.jurists.co.jp>

北京事務所
〒100025 北京市朝陽区建国路 79 号
華貿中心 2 号写字楼 4 層 08 号
Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610
E-mail: info@juristoverseas.cn

上海事務所
〒200040 上海市静安区南京西路 1601 号
越洋広場 38 階
Tel: +86-21-6171-3748 Fax: +86-21-6171-3749
E-mail: info_shanghai@juristoverseas.cn